

公益性を取扱う仕組みのあり方に係る検討の主な視点（適正運営の確保のあり方）

主 な 視 点	留 意 点
<p>非営利法人が公益性を有する場合における適正運営の確保についての基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非営利法人が公益性を有すると判断された場合、その後も、適正な運営が確保されるための方策の検討に当たっては、 公益性を有するに相応しい規律を前提とした自律性を確保する、 法人活動の適正さの判断に資する透明性を確保する、 現行の主務官庁制の下での指導監督といった手法を離れるとすれば、どのような考え方で適正な運営を確保すべきか、 といった視点を念頭に置く必要があるのではないかと考える。 ・ 公益性を有する非営利法人に必要な規律については、公益性の判断基準として挙げられたもののほか、ガバナンスや情報開示（ディスクロージャー）に関する制度的な仕組みのあり方について、非営利法人WGにおける検討状況も踏まえつつ、検討することが適切と考えられるが、どうか。 ・ また、公益性判断後においても、法人の規律（ガバナンス等）の遵守を担保することにより適正運営を確保する観点から、公益性要件等の観点から問題がないかどうかをチェックし、問題が生じた場合には、それを是正するための仕組みや手段のあり方を検討する必要があると考えるが、どうか。 ・ なお、公益性を有する非営利法人に係る特別な法的取扱いについて、「法人」に着目して行うのではなく、「公益性を有する事業」に着目して行う場合は、その公益的な活動を行う法人の規律は非営利法人としての規律のみになると考えられるが、どうか。 ・ 現行の民法・公益法人に係る指導監督基準、NPO 法人制度や特別法に基づく法人制度等を念頭に置きつつ、現に存在する公益法人等の実態も踏まえて、適正運営の確保のための仕組みを検討する必要があるのではないかと考える。また、公益性を取扱う仕組みに係る効果を念頭に置いて、こうした仕組みを検討する必要があるのではないかと考える。 ・ 法人の規模に応じてその活動範囲や事業規模等も異なり得るが、法人の規模によってガバナンスや情報開示などに関する規律を区別する必要性について、どのように考えるか。

